

<今回>206回目 2017年3月3(金)16時~19時 1503号室
読書は8冊目「邪馬壹国の論理」223P 『翰苑』と東アジア より

<前回>205回目(17-2-20) 出席者5名
資料 17-02-20-1) 前回のまとめ(清水)
-2)謎の銀銭(清水)

A 報告

5人と少なかったので30分待ってから始めた。

津多家で5名、9240円(1500・2+2000・3)、-240円

B 資料 -2)これは多元56号に資料1古代貨幣史。資料2無文銀銭出土記録を省いて掲載したものに資料1, 2を追加して配布した。史料を最初に読み上げて、趣旨を紹介した。元は東大今村啓爾教授の「富本銭と謎の銀銭」の本にもとづいている。①日本書紀、続日本記の貨幣記事の解釈に専門家も困っている。これに和同開珎銀貨と和同開珎銅貨が同じ値打ちだと仮定するとうまく解釈できる。逆に近畿政権の経済の実情を無視した政策がみえる。②無文銀銭の出土実例から古代大量の銀銭が流通していて、これは強力な国家的背景があることを示している。これを私は近畿天皇家に先立つ九州倭国の存在を半ば肯定した議論ではないかと紹介した。欠点は九州から無文銀銭の出土例がないことだが、江戸時代に2個大隅から見つかった記録があり、次回探して報告する。

C 直接証拠と間接証拠 好太王碑文(酒匂本)の来歴 後藤孝典氏に答える

五)古田の示す直接証拠は「石碑之由来記」に「強迫入手」の事実があり、時期的にも中国側、朝鮮側の文献史料(p95①~④)によって裏付けられる。

1)李氏の改削説は直接証拠はなく、編年の根拠に文字史料の存在を無視、酒匂本の資料事実(三か所の貼まちがい)に矛盾する。李氏はその後も3回、私の直接証拠提示にも関わらずこれを状況証拠として論難しておられる。

六)方法論の立て方

後藤孝則氏は酒匂が改竄したしたことはないという{古田は「碑文之由来記」(明治写、宮内庁書陵部蔵)が酒匂本(東京国立博物館現蔵)来歴の真相についての直接証拠 事実に対しては単なる間接証拠にすぎないという。したがって状況証拠の一つに過ぎない。改竄したことはないという事実は過去の不存在を立証する直接証拠は存在するはずがないのであるから (以下詭弁論的で理解不可能のため省略)

1)古田は例示として邪馬壹国を取り上げ論者の意見から出発するのではなく、史料事実から出発するのが自分の立場であると明示した。

2)第一史料たる「碑文之由来記」を直接史料ではなく、状況証拠の一つといわれる李氏が酒匂が改竄したというテーマを否定するためには直接証拠は理論上存在しないという立場では全部状況証拠になってしまう。

3)裁判官が被疑者Aに対して、「お前は物を盗んだ」と立言したら、これに対するすべての反論は状況証拠に過ぎなくなってしまう。過去の不存在を立証する証拠は理論上存在する筈がないから状況証拠にすぎないという論法になってしまう。後藤孝則氏 水俣裁判、金喜郎裁判の弁護士(喜に女偏あり)

広津和郎氏 松川事件の弁護士 裁判官に実証精神を求めている

大事な論証であるが理解不十分になる恐れがあるので個々に読んで理解を進めていただくことにして
223pの翰苑と東アジアの項目まで飛ばすことにした。

次回日程 3-24(金)16時から18時、1503号室

4-10(月)16時~8時 1503号室